

長井市立長井南中学校 部活動基本方針

1 はじめに

学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化等に親しませ、体力や技能の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義の大きい活動です。

しかしながら、部活動の過熱化による長時間の活動がもたらす生徒への身体的・精神的負担や教員の業務負担の軽減の観点からも、望ましい部活動環境の構築が求められています。

本方針は、長井市における「運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、本校の生徒が心身の調和のとれた成長と学校生活を送ることができるよう、また、家族との団らんや地域活動の機会を尊重できるよう、学校、家庭、地域のスポーツ関係者等が連携を図りながら、望ましい運動部活動の在り方を推進するための取り組みを定めるものであります。

2 長井南中学校運動部活動基本方針

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 学校と地域が運動部活動について協議・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

3 運動部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

● 日曜日

※日曜日を休養日とできない場合は、直近の土曜日を休養日とする。

※やむを得ず土曜日、日曜日ともに休養日とできない場合は、直近の平日2日を休養日とする。

※やむを得ずとは、大会に参加する場合をいう。(練習試合は含まない。)

※学校間での練習試合は、できるだけ土曜日に設定する。

● 平日週1日(水曜日)

※ただし、水曜日が祝日あるいは振替休日、振替休業日の場合は、部活動を可とする。

- 職員会議や授業研究会等がある日は部活動休止日とする。また、顧問や部活動指導員等の指導者が部活動につけない日も、部活動休止日とする。

(2) 活動時間

- 平日：2時間程度
- 休日：3時間程度

※土曜日・日曜日の大会・コンクール、土曜日の練習試合等は、上記練習時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日を（振替の休養日）を設ける。

(3) 長期休業中の休養日について

- 土曜日・日曜日・祝日
- お盆期間や年末年始の学校閉庁日

(4) 始業前練習について

- 禁止

(5) その他

- 定期テスト3日前からは部活動休止日とする。
- 特別強化期間等は、中体連主催大会（地区大会、地区新人大会等）前に設定する。

※期間については、関係機関との協議の上、校長が決定する。設定した場合は、生徒の健康・安全を第一に、少なくとも週一日の休養日を設けた上で、週間、月間、年間単位で休養日を振り返る。

- 第3学年における部活動への参加は、中体連主催の大会出場が終了するか、東北大会、全国大会に出場する場合は、その期間までとする。

4 学校管理下外の生徒の活動について

- 文化部も含めた部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している実態を把握する。
- 部活動顧問は、保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。
- 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の運動部活動と「地域スポーツクラブ」の活動日・活動時間を合わせても上記3の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。
- 部活動顧問は、上記に示したような「地域スポーツクラブ」への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなけれ

ばならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

※地域スポーツクラブとは、①総合型地域スポーツクラブ ②スポーツ少年団 ③単一種目スポーツクラブを指す。

5 大会参加、県外遠征等について

- 主催者が中学校体育連盟以外の大会参加や練習試合等の参加は、原則として県内で行うものとする。
- 前項にかかわらず実施地が県外にあるときの大会参加や県外遠征、宿泊を要する合宿等を計画する場合は、2週間程度前までに実施計画書を添えて参加許可申請書を校長に提出し、許可を得るものとする。

6 月ごとの計画及び活動実績について

- 部活動顧問は、月初めまでにその月の活動計画を作成し校長に提出する。
- 部活動顧問は、毎月末に活動実績を校長に提出する。

7 その他

- 部活動運営委員会を設置し、各運動部活動の取り組みの確認や評価を行い、改善に努める。
- 部活動の運営においては、保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるように努める。
- 部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。
- 生徒や部活動顧問等の負担が過度にならないよう、参加する大会等の精査を計画的に進める。
- 文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、国、県、長井市、「本校の方針」に準じて取扱うこととする。

※ 上記以外の事項については、長井市教育委員会の方針に則り実施する。

上記方針は2019年4月21日より実施する。

策定期日：2019年3月29日